

# 申 し 入 れ 書

日本振興銀行株式会社御中

2009年3月6日

日栄・商工ファンド対策全国弁護士  
団長 弁護士 木村達也

現株式会社SFCGの民事再生手続き開始決定前後に生じている貴社への債権譲渡について、当弁護士は、債権譲渡の対象となっている債務者（過払い債権者含む）の保護の見地から貴社に対して、下記のとおり申し入れを致します。

**1 譲渡された債権すべてについて、SFCGとの取引開始時から利息制限法に基づく引き直し計算をした上で、法的に存在する元金・利息のみを請求・収受すること。取引履歴の開示を求められた際には、SFCGとの取引開始時からの全ての履歴を開示すること**

・株式会社SFCGは、多くの顧客に対して利息制限法を超過した利息で貸付を行っていることは貴社にとっても既知の事実と思われる。貴社がホームページで調査中とされるところ、こういった顧客についても貴社の債権譲渡通知が送付されている。

・また、貴社は、株式会社SFCGが利息制限法超過利息を収受する貸金業者であることを知っているにもかかわらず、譲渡債権について約定残金を元に多数の顧客に請求しているが、この法的根拠についてどう考えているのか。

・貸金業法24条は、法19条を準用しており、いわゆる弁済・貸付の記録については貴社が営業所ごとに保存する義務を負っているものである。カスタマーセンターなどは譲渡前の履歴は開示ができないといているが、これは同法に明白に違反する。早急に是正されるべきである。

・なお、SFCGは全ての顧客について最初の契約当初からの履歴を電磁的記録として有しており、本来これらは譲渡と同時に貴社に引き継がれるべき性格のものである。貴社に引き継ぎがなされていないのであれば、それは貴社にも責任がある。

・引き直しが未了であれば、請求自体を控えるべきである。

・弁護士所属の弁護士に寄せられる相談の中には、1年以上前に約定債権を完済している債権についても譲渡通知が送付されている例が報告されている。この点もカスタマーセンターでは確認できないとするが、そのような対応は許されない。

2 利息制限法に引き直しが未了である債権について、契約書の書き換え、借り換え・借り増しの勧誘などをしないこと

利息制限法に引き直されない債権について、借り換えの勧誘をすることは結果として顧客に存在しない債権について貴社への返金をする結果になると同時に、本来ならば不要な借入れをすることにつながり、顧客の経営・経済状態を悪化させると同時に利息制限法の脱法を意図するものといわざるをえない。このような勧誘がなされているという相談が寄せられているが、直ちに禁止するよう各店に指示すべきである。

3 混乱状況下で、結果として支払いが遅延した顧客などに対して、一括請求や厳しい取立を行わないこと、遅延損害金を請求しないこと

利息制限法に引き直しても、残債務が存在する顧客であっても、この混乱下において、SFCG、日本振興銀行どちらに支払うべきかなどについて判断できず支払いを躊躇している顧客もいる。これらの混乱は、SFCGと貴社の債権譲渡の方法の不備に起因するのであるから、顧客に不利益を負わすべきではない。

4 貴社に関連するSFCGの財産の譲渡、担保設定行為に対して生じている疑問に対して、監督委員、管財人、弁護士、過払い債権者等に対して積極的に情報を提供すること

貴社の債権譲渡通知が何故、民事再生開始決定後に多数送られているのか、本当に開始前に譲渡されていたものであるのか疑問がある上に、直前の債権譲渡行為や担保設定行為も民事再生法上、その処理の正当性が問題になる場合があると考ええる。これらの関係当事者の疑問についても、今後、貴社は積極的に協力すべきである。

5 債権の取り立てに関してSFCGやアセットファイナンスを利用しないこと。また、自社で請求を行うときにも従業員に貸金業法を遵守させること、書面のない電話による請求は行わないこと

民事再生手続き開始決定後もSFCGとその子会社であるアセットファイナンス社の悪質な取立事案が多数報告されている。これらを利用した取立を行うことは、金融機関の外部委託の方法として相当でないことは明白である。このような状況で委託が事務委託にとどまっているとの主張は到底受け入れられないものである。さらに、

請求書や債権譲渡通知が届いていないにもかかわらず貴社の各地の従業員が電話や訪問による請求等を行っている事案がある。貸金業法の規制を知らない従業員にこれらを行わせており、貸金業法上問題の事案も出てくる。※貸金業法21条の取立規制は、譲渡債権に及んでいるので貴社の従業員にも及ぶ。

- 6 本件に関する顧客等の質問に対して、ワンストップで責任をもって解決できる窓口を確定し、ホームページなどで周知させること

現在のカスタマーセンターの対応は、履歴は開示できない、支払済みの債権について、支払いを確認できないなど問題が多く、その場合にSFCGに聞いてくれ等という無責任な対応である。到底、譲渡対象となった者の混乱や疑問に対応できていない。責任を持って解決できる相談窓口を一日も早く策定すべきである。

- 7 預金者保護のために、今回のSFCGからの資産譲渡における資産査定の詳細を明らかにするとともに、資産査定過程において、譲渡債権をどのように評価したのかを明らかにすること。

今回の問題は、銀行が預金という方法で獲得した資金を原資にして、SFCGという貸金業者の資産である営業貸付金を取得したというものである。国民の中に不特定多数の散在する資産を預金として集めた資金を原資にしている以上、これを管理運営する銀行には、非常に大きな社会的責任がある。

SFCGから債権を譲り受けたことに伴い生じた上記1ないし6の混乱からすると、債権の譲り受けに際して当然行なうべき資産査定が厳密かつ妥当に行なわれていたのか、重大な疑念を生じさせるところである。従って、SFCGの顧客保護という観点のみならず、預金者保護という銀行が本来果たすべき社会的責任を全うするうえからも、譲受け債権をどのような査定・評価の結果、資産として計上したのかを明らかにすべきである。

以 上